米国環境保護庁 ワシントン D.C.20460

大気放射局

2013年1月16日

ENERGY STAR®ディスプレイパートナーまたはその他関係者各位:

米国環境保護庁(EPA)および米国エネルギー省(DOE)は、ENERGY STARディスプレイ基準バージョン6.0における試験と適合に関して、幾つかの質問を受け取った。これに応じて、EPAは、スリープモード要件に対するEPAの意図を明確にするために、適合基準の文言について若干の修正を行った。またDOEは、関係者からの質問に直接応じて、試験方法における設定、輝度設定、およびオンモードに関する内容を明確にした。これらの説明は本書に説明されているが、間もなく本基準の更新版がENERGY STARウェブサイトに掲載される予定である。この更新版は、適合基準と試験方法の表題およびフッター部分に「2013年1月改定」と記載される予定である。なお本バージョンの番号は引き続き6.0となる。

スリープモードに関する説明

あるモデルのスリープモード性能が本基準の要件を満たしているかを判断する場合、その判断を行う団体は、これらの要件を(1)手動で選択可能なスリープモードを2つ以上有する製品の場合、あるいは製品が別の方法(例:遠隔操作またはホストPCをスリープに移行させる)によりスリープモードに移行することができる場合には、最もエネルギー消費の大きいスリープモードにおける消費電力と、または(2)2つ以上のスリープモードを自動的に移行する製品の場合には、すべてのスリープモードの平均消費電力と比較するという説明が、EPAの意図を明確に表している。EPAおよびDOEは、以下の修正を行うことにより本件を明確にしている。

1. 適合基準における第3.4.3項は、現在以下のとおりに記載されている。

2つ以上のスリープモード(例:「スリープ」と「ディープスリープ」)を提供する製品については、いずれのスリープモードで測定されたスリープモード消費電力(PSLEEP)も、ブリッジまたはネットワーク接続能力の無い製品の場合にはPSLEEP_MAXを、ブリッジ接続またはネットワーク接続のような追加の消費電力を要する能力と共に試験される製品の場合にはPSLEEP APを超えてはならない。

これに対し、EPAは以下の文章を追加する。

製品が手動で選択可能な多様なスリープモードを有する場合、あるいは製品が別の方法(例:遠隔操作あるいはホストPCをスリープに移行させる)によりスリープモードに移行可能な場合には、試験方法の第6.5節に従って測定されたときに最大の P_{SLEEP} となるスリープモードのスリープモード消費電力測定値(P_{SLEEP})が、適合を目的に報告される P_{SLEEP} となる。製品が多様なスリープモードを自動的に移行する場合には、試験方法の第6.5節において測定されたすべてのスリープモードの平均 P_{SLEEP} が、適合を目的に報告される P_{SLEEP} となる。

2. 試験方法における第6.5.C) 項は、現在以下のとおりに記載されている。

製品に手動で選択可能な多様なスリープモードがある場合は、すべてのスリープモードで測定を行い、測定値を記録すること。製品が多様なスリープモードを自動的に循環する場合、測定時間は、適合に用いられるスリープモード消費電力となる、すべてのスリープモードの有効平均値を得られる十分な長さであること。

DOEは、上記の後半部分における「適合に用いられるスリープモード消費電力となる」という箇所については、適合基準の第3.4.3項に本内容が追加されることから上記の説明から削除し、また本測定がIEC 62301-2011の第5.3節に説明されている要件を引き続き満たすことをさらに明確にした。試験方法の第6.5.C) 項における修正は以下のとおりである。

製品に手動で選択可能な多様なスリープモードがある場合、または別の方法(例:遠隔操作、ホストPCをスリープモードに移行させる)によりスリープモードに移行することができる場合には、すべてのスリープモードで測定を行い、測定値を記録すること。

製品が多様なスリープモードを自動的に循環する場合、測定時間は、すべてのスリープモードの平均値を得られる十分な長さであること。本測定は引き続き、IEC62301-2011の第5.3節に示されている要件(例:安定性、測定時間等)を満たしていること。

試験方法に関する説明

さらにDOEは、設定、輝度設定、およびオンモードに関する内容を明確にするために、試験方法の文言を若干修正している。

- 3. 試験方法の第5.2.C) 2) 項では、現在、信号インターフェース一覧においてVGAを明記しておらず、 単に「他のアナログインターフェース」として示唆している。関係者からの質問に応じて、また混乱 を低減するために、DOEは、信号接続の優先順位において、すべての一般的なデジタルインターフェ ースの後にVGAを追加している。
- 4. 試験方法の第6.3.A) 項には、現在、ディスプレイの輝度を設定するためにコントラスト設定を変更してはならないということが明記されていない。DOEはこの説明を追加した。
- 5. 試験方法の第6.3.C) 項は、現在、VESA規格を使用して試験する製品に関して、オンモードの測定時間を明確に示していない。DOEは、このオンモード測定時間が、動的放送コンテンツを用いたときのIEC 62087と同じ10分間であるという説明を追加した。
- 6. 試験方法の第6.5.B) 項には、現在、ディスプレイをスリープモードで試験する際に、ホストマシンを スリープモードに移行させる方法が明確に記載されていない。DOEは、コンピュータホストマシンに 関するスリープモードの説明が、ENERGY STARコンピュータ基準バージョン5.2に由来していることを明確にする文言を追加した。

本基準に関連するこれら説明について質問または懸念がある場合には、EPAのVerena Radulovic (202-343-9845または<u>Radulovic.Verena@epa.gov</u>) またはICF InternationalのJoshua Forgotson (<u>Joshua.Forgotson@icfi.com</u>) に連絡すること。本試験方法に関連する質問については、DOEのAshley Armstrong (<u>Armstrong.Ashley@ee.doe.gov</u>) に連絡すること。

ENERGY STARへの継続的な支援に感謝する。

Best Regards,

Verena Radulovic, Product Manager ENERGY STAR for Consumer Electronics